

第2回 奈良県個人情報保護審議会 会議の概要

◇日時

平成12年5月29日（月） 15:00～17:00

◇場所

奈良県庁 第61会議室

◇議事

- (1) 個人情報取扱事務の登録の対象から除く事務について
- (2) その他

[議事概要]

(1) 個人情報取扱事務の登録の対象から除く事務について

事務局から資料について説明した後、議論が行われた。議論の概要については以下のとおり。

- 登録簿の作成意義は、実施機関における個人情報の目的、内容等を県民等に広く知らせることであって、自己情報の開示請求権に影響するものではないことからすると、登録簿は、県民等にとって直接関連するものに限り、それ以外はあえて登録しないほうがよいのではないか。
- 他府県の例からすると県の職員の人事、給与、福利厚生等に関する事務は、あくまでも県と職員との雇用関係による内部的な管理情報であることから登録から除外しているが、国等の職員の人事、給与等に関する事務については、国や他の地方公共団体の職員にかかるものであり、同様に除外してもよいのか。
- 実施機関が取り扱う個人情報の存在を広く知らせるという意味からは、国等の職員の人事、給与等に関する事務は、県と国等の間での事務処理の問題であり、特に登録の必要はないのではないか。
- 職員の内部的な会議の出席者名簿や、会議室の利用申込などの職務の遂行に関する事務は、あくまで内部管理的な事務であり、登録して一般の閲覧に供する意義は乏しいのではないか、問題がないか引き続き検討する。
- 刊行物等を取り扱う事務は数多くあるが、公になっている情報であり、そもそも保護すべき情報といえるのか疑問もあり、あえて個人情報がどの様に取り扱われているのかを広く知らせる意義に乏しいので

はないか、具体的な事例をみてさらに検討する。

- 職員の採用に関する事項を取り扱う事務は、採用されなかった人にとっては重要な情報であり、登録から除外するのはどうか。
 - 職員の採用に関する事項を取り扱う事務についても、職員情報と密接な関連があるので、引き続き検討する必要があるのではないか。
 - 臨時に収集された個人情報を取り扱う事務は、何が臨時なのかの判断は困難である。当初は臨時的に収集しても引き続き利用する可能性もあり、登録から除外するのはどうか。
 - 臨時に収集された個人情報を取り扱う事務は、一過性のものもあり必ずしも登録をしなくとも良いものもあるので、引き続き検討すべきではないか。
 - 他府県の除外事項を類型化すると、8項目となっているが、登録から除外する事務については引き続き検討を進めることとしたい。
-